

陸上自衛隊仕様書		
物品番号	仕 様 書 番 号	
電磁波を利用した攻撃からの防護能力の数理的分析に必要な基礎資料の作成	教訓研本研－Z 2 5 0 3 0 4	
	防衛大臣承認	令和 年 月 日
	作 成	令和 7 年 4 月 2 3 日
	変 更	令和 年 月 日
	作成部隊等名	教育訓練研究本部研究部

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊教育訓練研究本部で実施する電磁波を利用した攻撃からの防護能力の数理的分析に必要な基礎資料の作成に関する役務（以下、「本役務」という。）について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、G L T－C G－Z 0 0 0 0 0 1による。

a) 電磁波を利用した攻撃

電磁パルスや高出力マイクロ波等を利用した電子機器への過負荷により、目標の誤作動や破壊を目的とする攻撃、及び電波の発信源への指向により、目標の物理的な破壊を目的とする対レーダーミサイルによる攻撃をいう。

b) 対抗手段

電磁波を利用した攻撃に対し、電磁波の強度低減または誘引により、自衛隊の装備品等を防護するための電磁波シールドまたは電波デコイのことをいう。

1.3 引用文書等

1.3.1 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書等

G L T－C G－Z 0 0 0 0 0 1 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

b) 法令等

著作権法

2 本役務に関する要求

2.1 一般的要求事項

一般的要求事項は、次による。

- a) 契約の相手方は、電磁波を利用した攻撃に対する対抗手段による防護能力の数理的分析に資するため、電磁波を利用した攻撃に対する対抗手段による低減効果及び陸上自衛隊の装備品等の被害に関する定量的な評価分析要領の調査研究を行い、その成果をまとめた基礎資料（調査研究成果報告書）を作成するものとする。
- b) 本役務における電磁波の対象領域については、電波または電離放射線とするも、細部は官側との調整による。

- c) 契約の相手方は、**2.3**に示す内容を実施するため、官側と検討会を実施する。検討会においては、調査研究内容に係るヒアリングを行い、官側の要求事項を具体化する。

2.2 調査研究の方法

本役務の主な調査研究の方法は、各国国防機関、研究機関、装備品製造会社等において公開されている文献、報道資料、技術資料（論文、市販出版物、研究会等の頒布資料、インターネットを通して入手可能なもの等）を活用することとする。

2.3 調査研究の内容

2.3.1 基礎事項

電磁波を利用した攻撃及び対抗手段に関連する電磁波の一般的特性について整理する。

2.3.2 電磁波を利用した攻撃手段に関する調査

電磁波を利用した攻撃手段（将来装備品を含む。）の種類、性能、使用事例、プロセス（目標に影響を与えるまでに至る一連の過程）、影響及び効果（メカニズムを含む。）について調査する。

2.3.3 攻撃対象となる自衛隊の装備品等の電磁耐性に関する調査

電磁波を利用した攻撃に対する、一般的な軍用装備の通信電子機材、通信電子機材以外の装備品及び弾薬（誘導弾等）の電磁耐性について調査する。調査対象とする装備品については、官側との調整による。

2.3.4 対抗手段等に関する調査

電磁波シールド及び電波デコイの種類、性能、効果、電磁波を利用した攻撃に対する防護・欺へん等のプロセス並びに低減効果を持つ要素（距離、建造物の種類・材質・形状等）について調査する。

2.3.5 電磁波を利用した攻撃手段に対する対抗手段の防護能力の分析評価要領に関する調査

電磁波を利用した攻撃手段と対抗手段の各組み合わせに応じ、電磁波を利用した攻撃による攻撃目標の破壊・誤作動（一時的）等の被害を評価するためのモデル化及び評価要領について調査する。この際、評価モデル、評価式、評価式導出過程、理論的背景等についても併せて調査する。ただし、分析評価要領の調査対象とする電磁波を利用した攻撃手段については、**2.4.1**の中間報告結果を踏まえた上で、官側との調整により決定する。

2.3.6 参考値等の調査

2.3.5で作成した評価式に標準的なパラメータとして適用できる諸元の参考値等について調査する。この際、調査研究成果報告書に、諸元の参考値等の出展（参照資料、文献等）を記載する。

2.4 調査研究報告

2.4.1 中間報告

契約の相手方は、**2.3.1**、**2.3.2**、**2.3.3**及び**2.3.4**の調査研究が終了した時点で、官側に対し中間報告を実施する。

2.4.2 成果報告

契約の相手方は、調査研究成果報告書の提出前に、官側に対し成果報告を実施し、確認を得るものとする。

2.5 本役務の実施体制

契約の相手方は、本役務の実施に当たって次の体制を確保し、これを変更する場合には、事前に官側と協議するものとする。

- a) 履行に必要な情報を取り扱うにふさわしい契約を履行する業務に従事する個人（以下「業務従事者」という。）を確保すること

- b) 前記 a) の業務従事者が、電磁波領域及び数理的分析の知識を活用し、独自の評価式・アルゴリズム等を案出した調査研究等の業務に従事した経験又は同等の能力を有すること
- c) 上記 a) の業務従事者が、前記 b) に掲げるもののほか、履行に必要な若しくは有用な、又は背景となる経歴、知見、資格、語学（母語及び外国語能力）、文化的背景（国籍等）、業績等を有すること
- d) 前記 c) の業務従事者が他の手持ち業務等との関係において履行に必要な業務所要に対応できる態勢にあること

3 品質保証

3.1 調査研究実施計画書

契約の相手方は、契約締結後速やかに、本役務に関する調査研究実施計画書を官側に提出し、確認を得るものとする。

3.2 監督・検査

監督及び検査は、契約担当官等の定める監督・検査実施要領による。

4 その他の指示

4.1 提出書類

提出書類は、表によるものとし、官側の確認を受けた後、提出するものとする。

表－提出書類

番号	提出書類及び納入品	提出形態	数量	提出時期	提出先
1	実施計画書	紙（A4）	1式	契約締結後、速やかに	陸上自衛隊 教育訓練研究本部 （目黒駐屯地）
2	調査研究成果報告書	電子データ	1式	納期まで	

4.2 秘密保全

契約の相手方は、本契約の履行に当たり、直接又は間接を問わず知り得た事項の管理に万全を期するとともに、別途利用、その他への公表等は官側の許可なく行ってはならない。また、本契約終了後も同様とする。

4.3 知的財産権に関する注意

知的財産権に関する注意は、GLT-CG-Z000001の8.1による。

4.4 著作権等

著作権及び著作者人格権については次の各号によるほか、著作権法による。

- a) 契約の相手方は、本役務による成果物の作成に際して、第三者が有する著作権、著作者人格権、特許権等（営業秘密、ノウハウ等を含む。以下、「著作権等」という。）を侵害しないことを確認するものとする。
- b) 本契約において作成され、納品される成果物に対して、第三者が作成した文書の権利を侵害しているとして、官側に対して何らかの請求・主張を行った場合、契約の相手方は自己の費用により当該第三者と交渉・訴訟を行い、発生する弁護士費用、関連するその他の費用及び損害賠償の責任はすべて契約の相手方が負うものとする。
- c) 本契約において作成され、納入される成果物の著作権は、官側に帰属するものとする。
- d) 本契約において作成され、納入される成果物の著作者人格権は、官側及び官側が指定する第三

者に対して行使しないものとする。ただし、契約の相手方が当該第三者に対して著作権人格権を行使しない範囲は、官側との契約の下で、官側が利用させる文書に限るものとする。

- e) 官側又は官側の指定する第三者により、本契約において作成され、納品される成果物を基に作成されたプログラム等について、契約の相手方はいかなる責任をも負わないものとする。
- f) 官側及び契約の相手方は、著作権法の権利の帰属等に関し、疑義が生じた場合は、その都度協議して解決するものとする。

4.5 官側の支援

契約の相手方は、本役務の履行に当たり、官側が認める場合、次の事項について所要の支援を受けることができる。

- a) 官側の保有する施設、機器、電力、用水等の使用及び操作に関する事項
- b) その他契約履行に必要な事項

4.6 仕様書に関する疑義

仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。